



毎月5日発行

Monthly

情報掲示板

社会保険労務士法人 **MAC** 税理士法人 望月会計

第 109 号

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

厚労省から発表された 『「過労死等ゼロ」緊急対策』

の内容

◆労働時間管理、メンタル対策が より重要に！

昨年 12 月下旬、厚生労働省から『「過労死等ゼロ」緊急対策』が発表されました。大手広告会社の一連の過労死事案等を受け、以下のように取組みが強化されることになりました。大きく分けると「平成 29 年から実施されるもの」と「平成 29 年度から実施されるもの」があり、これまで以上に労働時間管理やメンタルヘルス対策、パワハラ等についての対策が重要となりますので、注意が必要です。

◆違法な長時間労働を 許さない取組の強化

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底【平成 29 年より実施】
企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握が徹底されます。
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導【平成 29 年より実施】
違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導が行われます。
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化【平成 29 年より実施】
過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が 2 事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象が拡大されます。

- (4) 三六協定未締結事業場に対する監督指導の徹底【平成 28 年度第 4 四半期に実施】

◆メンタルヘルス・パワハラ防止対策 ための取組の強化 【平成 29 年度より実施】

- (1) メンタルヘルス対策に係る
企業本社に対する特別指導
複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対してパワハラ対策も含め個別指導が行われます。
- (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導が行われます。
- (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
長時間労働者に関する情報等の産業医への提供が義務付けられます。問題のある事業場については、都道府県労働局長が医師による緊急の面接等の実施を指示できる制度が整備されます。

◆社会全体で過労死等ゼロを 目指す取組の強化

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請【速やかに実施】
- (2) 労働者に対する相談窓口の充実
【平成 29 年度より実施】
- (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載
【平成 29 年より実施】